

吹田市ケアプランデータ連携システム活用促進奨励金交付要領

制定 令和7年10月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、ケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入により介護保険サービス事業所の業務負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において、ケアプランデータ連携システム活用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 厚生労働省の作成したケアプランデータ連携標準仕様の適用範囲の表に定める連携対象のサービスを提供する事業所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターであって、市内に事業所を有する事業者
- (2) 令和7年6月1日から令和8年1月15日までの間に、新たに連携システムを導入した事業者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、1事業所につき15,000円とする。

2 前項の事業所は、事業所番号ごとに1事業所とみなす。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長の指定する電子情報処理組織を利用する方法により、次に掲げる書類を添えて、令和8年1月15日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 令和7年6月1日から令和8年1月15日までの間に、新たに連携システムを導入したことを証する書類（連携システム内のライセンス利用情報画面の写しなど）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条後段の規定に違反したとき。

(3) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な書類等の提出をさせることができる。この場合において、交付決定者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。